

第2次学校教育HANDAプラン

2023年度（令和5年度）～2030年度（令和12年度）

—元気いっぱい—

—笑顔いっぱい—

—優しさいっぱい—

あいさつ「ごんごん運動」イメージキャラクター



ごんくん



あいちゃん

2023年（令和5年）4月
半田市教育委員会学校教育課

目 次

○策定のねらい	1
○学校教育の基本理念	2
○目指す学校教育への取り組み	
1. ふるさと半田のよさを知り、 愛し、誇れる人を育成します	3
2. かけがえのない「命」を大切に、 人の役に立とうとする人を育成します	4
3. 確かな学力を身に付け、 夢や目標に向かって自らを高めようとする人を育成します	8
4. 望ましい生活習慣を身に付け、 健康と体力の向上を図ろうとする人を育成します	13
5. 教育環境の整備と充実を進めます	14

策 定 の ね ら い

◇ 背景

近年、子どもたちの社会性や規範意識の低下が問題視され、道徳教育の充実、いじめや不登校に対する効果的な方策などが求められています。また、学力・学習意欲の低下が懸念される中で、各学校においては全国学力・学習状況調査の結果を生かし、具体的な改善策が検討、実施されています。

このような社会情勢をふまえ、学校教育HANDAプランは学校・家庭・地域及び行政の連携の基に、半田市の将来を担う子どもたちが、郷土を愛し、確かな学力を身に付け、豊かな心や健やかな体を育むための理念、施策を策定するものです。

◇ 位置づけ

- ① 今後の半田市の教育、人づくりの方向性を示し、学校教育に関する指針として位置づけます。
- ② 本市全般にわたる政策推進の基本計画である第7次半田市総合計画及び第2次半田市教育大綱と整合性を図り、連動していきます。
- ③ 長期的目標・施策を定めるものであり、具体的な取り組みについては、年度ごとの重点目標、学校経営案に盛り込むことにより、より効果的な教育の実現を図ります。

◇ 範囲

幼稚園、小学校、中学校を中心として、子どもたちを取り巻く家庭、地域及びこれらを支える行政を含めた学校教育に関わる取り組みを範囲とします。

◇ 期間

2023年度（令和5年度）から2030年度（令和12年度）までの8年間とします。

学校教育の基本理念



「ふるさと半田を愛する心を育み、

自分らしさと夢を育む学校教育の推進」

学校教育は、「ふるさと半田を愛する心を育み、自分らしさと夢を育む学校教育の推進」を基本理念とし、キャリア教育を土台に「元気いっぱい 笑顔いっぱい 優しさいっぱい」の子どもを育てることとしています。

元気な子は、よく学び、よく遊び、心身ともに健康的な生活を送ることで育ち周囲を明るくします。笑顔あふれる子は、親しみに満ちた雰囲気の中で、「わかった!」「できた!」という達成感を味わうことで育ち、周囲を和やかにします。人に優しくできる子は、ぬくもりのあるふれあいの中で育ち、周囲を温かくします。

しかし、こうした子どもたちの健やかな成長、教育をとりまく課題の解決は、学校のみで成し得るものではありません。子どもたち一人一人が一度きりのかけがえのない人生を、夢や希望をもって自分らしく、よりよい人生を送るため、よりよい社会づくりに貢献するために必要な力を、学校だけでなく家庭や地域とともに身に付けさせていきます。

目指す学校教育への取り組み

施策1. ふるさと半田のよさを知り、愛し、誇れる人を育成します

- (1) コミュニティ・スクール制度を生かし、学校・家庭・地域間が相互連携を図り、地域とともにある学校づくり、学校とともにある地域社会づくりを推進します。
- (2) 地域の伝統や文化、産業を学び、ふるさとを愛する心を育む地域学習を進めます。
- (3) ふるさとを誇りに思い、地域社会に貢献できる人を育む教育（国際理解・人権・平和・防災等）を進めます。

コミュニティ・スクールの推進

- 全ての学校種において、生涯にわたって学び続ける態度を養うための学びを推進します。
- 幼児から小中学生、高校生、大学生、社会人、シニア世代など、世代間がつながる「縦の連携」の強化に努めます。
- 家庭・地域・学校・行政など、地域間がつながる「横の連携」の強化に努めます。
- 幼児期からの家庭教育も含めた学校教育、地域社会での様々な活動、体験等あらゆる機会を通して、一生涯にわたり学べる資質・能力の育成を目指します。

ふるさと教育の推進

- 半田市を代表する「山車・蔵・南吉・赤レンガ」などの地域教材や外部講師等の活用、及び市内各種施設の見学により、地域や半田市についての学びを充実させ、特色ある豊かな学びを創造します。
- 児童会生徒会サミットで、半田市のよさや将来の半田市などについて話し合うことにより、地域への誇りと愛着を育み、地域の未来を担う自覚を高めます。
- 幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で学校種を越えた連携を図り、地域社会を支える人材を育成する教育を推進します。
- コミュニティ・スクールの活動を積極的に進め、子どもも大人も自らが主体となって地域に根ざした魅力ある学校づくりに取り組みます。

施策2. かけがえのない「命」を大切に、人の役に立とうとする人を育成します

- (1) 自他を尊び、「命」を大切にしようとする心を育てる教育を進めます。
- (2) 人との関わりを大切に、人の役に立とうとする心を育てる体験活動を推進するとともに、豊かな心を育む道徳教育の充実に取り組みます。
- (3) 安心して学校生活を送れる心地よい居場所づくりに努めるとともに、教育相談体制及びサポート体制を充実します。

いじめへの対応の充実

- ①いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成
 - いじめの未然防止に向けて、校内研修や職員会議等で職員間の認識の共有を図り、地域や家庭とともにいじめの防止に取り組みます。
 - 児童生徒が友達や教職員と信頼関係の中で、安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる集団づくりを行っていきます。
 - 児童生徒の社会性を育み児童生徒が他人の気持ちを理解することで、お互いの人格を尊重し合えるよう、様々な社会体験、生活体験に積極的に取り組みます。
 - 全ての児童生徒が認められ、満たされているという思いを抱けるよう、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる教育を推進します。
- ②早期発見・早期対応のための取組
 - いじめを疑うささいな兆候を発見次第、早い段階から複数の教職員で的確に関わり対応します。
 - いじめを発見したときやいじめの疑いがあるときは、速やかに学校いじめ対策組織において情報を共有するとともに、迅速かつ組織的に対応します。
 - 定期的なアンケート調査などにより、いじめの実態把握に取り組むとともに、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭とともに見守ることで早期発見につなげます。
 - 多様な性的指向・性自認に係る児童生徒や障がいの有無、国籍の違いなどを正しく知り、理解を促進し必要な支援を行うことで、いじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

③教育相談体制及びサポート体制の充実

- 小中学校にスクールカウンセラーを配置し、専門性を生かした相談活動を一層推進するとともに、子どもサポート会議での助言を活用するなど、校内の教育相談体制及びサポート体制を充実します。
- 教育委員会と連携し、小中学校におけるスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制及びサポート体制の整備を進めます。
- いじめに悩む児童生徒や保護者が、教育相談員と面談や電話相談できる体制を充実します。

④学校と関係機関との連携

- いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応のために、学校と警察との情報連携・行動連携を一層推進し、児童生徒の健全育成に努めます。
- インターネット上のいじめへの対応力や、児童生徒の情報モラルに関する指導力の向上のため、学校と関係機関が連携して教員の研修を進めます。

不登校児童生徒への対応の充実

①学校等の取組の充実

- 学校と適応指導教室等との協力体制を強化し、情報共有を図り、組織的・計画的に不登校児童生徒への支援を実施します。
- 学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、心の教室相談員等の関係者が中心となり、不登校のきっかけなどを把握し、児童生徒の状況に応じた支援を進めます。
- いじめや暴力行為等を許さない生徒指導、教育相談体制の充実等に努め、児童生徒の「居場所」となる魅力ある学校づくりに取り組みます。
- 不登校についての見方や考え方、対応方法やカウンセリングの方法等について、教職員の研修を進め、早期発見・早期支援に努めます。

②家庭への援助

- 不登校に悩む児童生徒や保護者が、スクールソーシャルワーカーや教育相談員と面談や電話相談できる体制を充実させます。
- 不登校の児童生徒の家庭に、教育・福祉分野への就職を目指す大学生を家庭教育支援員（ホームフレンド）として派遣し、児童生徒の心の安定を図ります。

③多様な教育機会の確保

- 不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、適応指導教室やICTを活用した学習支援等で、社会的自立への支援を行います。

人権教育・多様性理解の推進

①学校等における人権教育・多様性理解の推進

- 児童生徒が人権や多様性への理解を自らの問題として考え、判断力や実践力が身に付くよう、効果的な学習方法や指導方法の改善・工夫に努めます。
- 幼児期から、生活体験や自然体験等を提供し、子どもたちの社会性の育成、生命を大切にする教育の充実に努めます。
- 教員・保育士が人権教育や多様性理解に関する指導力の向上を図るため、継続的に研修を実施し、社会状況の変化に応じた改善・充実に努めます。

②家庭、地域社会における人権教育・多様性理解の推進

- 家庭での人権教育や多様性理解が進むよう、情報提供や相談体制の充実などにより、家庭への支援を進めます。
- 地域社会や家庭と連携して人権教育等に取り組むことができるよう、社会教育関係団体や、ボランティアの活動等への支援を行います。
- 様々な啓発活動を行うとともに、それぞれの地域の社会教育施設が身近な人権教育・啓発の拠点として機能するよう支援します。
- 地域における人権教育・啓発の要となる人材を育成するため、指導者の養成・研修を行います。

③重要な人権課題への対応

- 男女平等と人権の尊重についての意識や価値観は、幼児期から形成されていくことから、発達段階に応じた男女共同参画に関する教育を一層進めます。
- 「子どもの権利条約」の趣旨を認識し、児童生徒一人一人を大切にされた教育を進め、発達段階に応じた指導により、基本的人権尊重の精神を育みます。
- 児童虐待を防止するため、児童相談所（知多児童・障害者相談センター）を始めとした行政機関や医療機関、地域の関係機関のネットワーク強化を図ります。
- NPO・福祉関係団体等と連携しながら、児童生徒の保育・介護体験や職場体験、高齢者・障がい者との交流、ボランティア活動等の取組を進めます。

- 児童生徒の発達段階に応じて同和問題（部落差別）について正しく理解し、差別のない社会を実現していく意識と実践力を身に付ける教育を進めます。
- グローバル社会を担う子どもたちの共生意識の醸成、異文化理解の促進に努めます。
- 感染症等に関する正しい知識の普及啓発により、感染症患者や家族等に対する差別、偏見の解消を図ります。
- インターネットによる人権侵害を防止するため、情報モラルに関する教育・啓発に努めます。

道徳教育の充実

①「特別の教科道徳」を核にした道徳教育の推進

- 児童生徒が、自己を見つめ人間としての生き方について考えを深めることができるように、特別の教科道徳の授業をはじめ道徳教育の充実を図ります。
- 地域の人々や保護者等に特別の教科道徳の授業を公開し、学校と家庭や地域が連携して児童生徒の豊かな心を育みます。

②差別や偏見を許さない、命を大切にす教育の充実

- 価値観や生活習慣の違いから、人を差別したり偏見をもつことがないよう学校の教育活動において、人権について考える活動を継続していきます。
- 世代や年齢を越えた交流、異校種間での交流、集団での交流活動等、学校と地域が協力して、様々な体験活動を一層推進します。
- 家庭や地域、教育現場等でのあらゆる機会を捉えて、全ての大人が子どもたちの模範となって行動するよう努め、命の大切さや自己肯定感、他の人への思いやりの心を育てる教育活動を行います。

③デジタルシティズンシップ教育の充実

- 児童生徒の発達の段階に合わせて、情報発信による他人や社会への影響、ネットワークセキュリティ等に関する知識を深められる機会の充実を図ります。
- 関係機関と連携しつつ、出前講座等を通して、児童生徒が自ら判断してデジタル社会を安全かつ責任をもって行動できる能力の育成を図ります。
- 保護者をはじめ市民に向けて、デジタルシティズンシップの考え方のもと、インターネットの安全な利用についての啓発を継続します。

施策3. 確かな学力を身に付け、夢や目標に向かって自らを高めようとする人を育成します

- (1) 自分らしくよりよく生きるために必要な力を育むキャリア教育を進めます。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の学習を進めるとともに、誰ひとり取り残さない教育の実現に向け、きめ細やかな指導に努めます。
- (3) 幼稚園・保育園・こども園や高等学校、特別支援学校、専門機関との連携を通して、一人一人の特性やニーズに応じた適切な支援・指導を進める特別支援教育を充実します。
- (4) ICTの利活用を推進するとともに、情報活用能力を育成します。

キャリア教育の推進

①発達段階の成長課題に応じたキャリア教育の充実

- 3歳から15歳までの一貫したプログラムにしたがって、幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校で連携し、キャリア教育を推進します。キャリア教育では、子どもたちが、よりよく生きるために必要な4能力「キャリアA B C D」を育みます。
 - ①Action（アクション）：夢に向かって行動する力
 - ②Believe（ビリーブ）：自分のよさを信じる力
 - ③Communication（コミュニケーション）：人間関係を形成する力
 - ④Dream（ドリーム）：夢を追い求める力
- 小中学校では、キャリア教育の年間指導計画の作成・充実に努めるとともに、キャリア教育ノート等の資料を活用して、キャリア活動の取組をキャリア・パスポートに記録し、蓄積します。
- 小学生では体験活動等を、中学生では職場体験等を核としつつ、現在の学校での学びと将来の職業とのつながりを見通し、学習意欲を高められるような、より効果的なキャリア教育の取組を推進します。

②キャリア教育推進体制の充実

- 産業界・地域と連携したキャリア教育の強化を図るため、企業のキャリア教育への参画を促進するなど、地域全体でキャリア教育を推進するための仕組みづくりを進めます。

主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実

①主体的・対話的で深い学びの推進

- 児童生徒が、自ら課題を見つけて仲間と考え合って自らの認識を新たにするなど、創造的な活動をする授業を推進します。
- 児童生徒の資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせた授業改善を推進します。
- 「協働的な学び」の基盤となる、児童生徒一人一人のよい点や可能性を生かし、認め合い、誰もが活躍できる学年・学級づくりを推進します。
- ICTを積極的に利活用して、主体的な追究ができる授業づくりを推進します。
- 教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを学校全体で確立します。
- 国の計画に準じて、小学校における専科指導教員の配置を推進します。

②少人数教育等、学びの環境の充実

- 小中学校の全ての学年において、個に応じた指導の充実を目指しチーム・ティーチングなどによる少人数指導を推進します。
- 特別非常勤講師や社会人講師など、多様な外部人材を活用した学習のサポートが行えるよう、園、学校、教育委員会が協力して環境を整備します。

情報活用能力の育成とICT活用教育の推進

①情報活用能力の育成

- 児童生徒が、ICTを利活用し、情報の収集、整理、比較、発信、共有等を行うことができるよう、全ての教科において、情報活用能力を育成していきます。
- 事業者と協力し、小学校におけるプログラミング教育の充実、発達の段階に即した情報活用能力が育成されるよう、後の進学を見通したプログラミング教育を支援します。
- 児童生徒が、情報セキュリティについて学ぶことができるよう、ICT事業者の技術を活用した教材の導入、指導方法の研究、実践を進めます。

②ICTを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現

- 義務教育では、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力等を育成し、学習の基盤となる資質・能力を育みます。

- 児童生徒の学習状況、心身の状況の一元的な把握をすることで、国籍や経済環境の違いや障がいの有無等を問わない教育、学習支援ができるよう、I C Tの利活用を進めます。
- I C T環境や先端技術を効果的に利活用した教育の在り方について検証し、様々な機会を通じて情報提供を行います。

③子どもの学びや教職員を支えるI C T教育環境の充実

- 一人1台端末に対応した学校の通信回線や、デジタル教科書・教材等の導入など、経費と機能両面で最適なI C T環境の充実に努めます。
- クラウド型教育システムにより個々の学習履歴の把握と児童生徒への還元を図るとともに、匿名化された教育ビッグデータを活用した指導方法の改善を進めます。
- 児童生徒のI C T活用能力を育成するための支援員の配置等、I C T教育の推進体制の強化を図ります。
- 教員を対象としたI C T活用研修やI C T支援員による指導内容などを基に教員の技量の向上と意識改革を図ります。
- オンライン形式による開催を含め、教員研修や会議の運営方法の見直しを図ります。
- 統合型校務支援システム、既存の業務支援アプリを活用し、教務、校務分掌等、学校の業務の合理化を進めます。

SDGsの理念を踏まえた教育の推進

①SDGsについての学習の推進

- SDGsの理念を具体化する取組を推進します。
- 各学校における総合的な学習の時間などを通してSDGsの理念や意義を学び、SDGsを関連付けた学習を推進します。

②SDGsの理念を取り入れたE S Dの推進

- SDGsの理念を取り入れた新たなE S Dの視点に立った学習指導や教員研修を充実させていきます。
- 各学校における総合的な学習（探究）の時間や取組を通して、持続可能な開発目標であるSDGsの視点を踏まえた学びに取り組みます。

③環境教育等の推進

- 「ゼロカーボンシティはんだビジョン」に基づき、「家庭」、「学校」、「社会」において、それぞれが連携・協働しながら、環境学習を推進します。
- 幼稚園や小中学校において、身近な自然の中での体験学習など、発達段階に応じた環境学習を実施します。
- 小中学校における環境に関する出前授業や、小学校高学年を対象とした環境学習副読本等を活用し、地球温暖化等に関する環境学習を推進します。

特別支援教育の充実

①多様な学びの場における支援・指導の充実

- 校内研修の推進や保護者に対する理解啓発、関係機関との連携等、特別支援教育コーディネーターを中心とした、校（園）内支援体制のさらなる充実を図ります。
- 幼児児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率と引継率の向上を図ることで保護者の理解を深められるよう取り組みます。
- 幼児児童生徒の支援情報について、進学先や進路先へ確実に引き継ぐことができるよう、幼稚園・保育園・こども園、小中学校、高等学校と関係機関との連携を強化します。
- 適切な教育支援の在り方について教員への周知の徹底を図るとともに、乳幼児期からの支援や教育相談体制の一層の充実に努めます。
- 地域における特別支援教育のさらなる充実を図るため、幼稚園・保育園・こども園と小中学校、高等学校、特別支援学校との連携を強化し、地域における教育的資源の有効活用を促進します。
- 幼児児童生徒の進学先や進路先への移行支援を円滑に行うため、地域における教育、医療、福祉、労働等の関係機関によるネットワーク作りを推進します。
- 障がいについての理解促進を通して生徒の豊かな人間性を育むため、障がいのある生徒との実習等を通じた交流及び共同学習を推進します。
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が自ら望む地域の学校等で学習できるよう、看護師の増員等や研修の充実により教員や看護師等の専門性の向上に努めます。
- 外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒や保護者への支援体制の充実を図るため、支援員の配置や小型通訳機の配備を拡充します。

②教員の専門性の向上

- 一人一人の教育的ニーズや障がい特性に応じた支援・指導が行えるよう、各々の教員の立場や役割に応じた研修の充実を図ります。
- 学校においてリーダーとなる人材の育成を図るため、小中学校、高等学校と特別支援学校との人事交流や大学・研究所への派遣を積極的に進めます。
- 学習支援や指導の充実が図られるよう、県総合教育センター等の協力を得るなど、適切な対応について研究します。

グローバル社会への対応の推進

- 小中学校への日本語教育適応学級担当教員や外国人生活支援員の配置、拡充など、就学支援体制の充実を図ります。
- 外国人児童等の円滑な小学校入学を図るため、初期の日本語指導の充実を図ります。
- 日本の教育制度に対する理解や、進学に関する情報の提供など、保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行います。

施策４．望ましい生活習慣を身に付け、健康と体力の向上を図ろうとする人を育成します

- (１) 基本的な生活習慣を身に付け、健全な成長をめざす健康教育を進めます。
- (２) 運動やスポーツに親しむ機会を充実し、楽しさや喜びを感じながら体力の向上をめざします。

学校体育・生涯スポーツの充実

①学校体育の充実による体力の向上

- 幼児が、屋内外で様々な運動遊びを自立的・自発的に行えるよう支援するとともに、望ましい運動習慣を身に付けさせるための取組を推進します。
- 小中学校においては、県の体力向上運動プログラムの活用やＩＣＴ機器を用いたプログラムの活用により、児童生徒の体力向上に向けて、学校体育の充実を図り、自ら進んで運動に親しみ、体力を高められるよう努めます。
- 体力づくりの優良校や体力テストの優良児童生徒の顕彰に引き続き取り組み、自ら進んで体力の向上を目指す児童生徒の育成を図ります。
- 各種研修等を通じ、教員の安全指導・安全管理能力の向上を図るとともに、スポーツ事故やスポーツ障がいの予防に関する安全教育の充実を図ります。
- 特別な支援が必要な児童生徒が、障がいの状態等に応じて体育活動に参加できるよう適切かつ効果的な指導を行うとともに、特別支援学校と連携して、児童生徒が交流を楽しみながら、体力向上を図るための体制づくりを進めます。

②学校や地域におけるスポーツ機会の充実

- 親子で参加できる運動・遊びの機会などを通して、幼児期における遊びの重要性について、幼児に関わる人々の理解と意識の向上に努めます。
- 地域スポーツを推進するため、県内の企業や大学等との連携を図り、体育の授業における大学生によるスポーツボランティアの活用など、その可能性について調査研究します。

施策5. 教育環境の整備と充実を進めます

- (1) 幼稚園・保育園・こども園、小中学校、高等学校との連携を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となり、安心・安全の確保に取り組みます。
- (2) 老朽化施設の建替や大規模修繕を行い、学校内の安全性と快適性の向上を図ります。
- (3) 多様化する学習内容・学習形態の変化に対応できるように教職員の専門性や資質向上に取り組みます。

学校における働き方改革

- ①学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し
 - 子どもに関わる活動の多くを学校で引き受けてきた「自前主義」から脱却し、学校の本来の役割を明確にします。
 - 「教育の質保証」の観点から、教員が本来担うべき職務に専念できるよう、大胆な業務の削減や平準化を行います。
- ②業務の精選と切り離し・外部人材の活用
 - 学校が担ってきた業務を見直し、必ずしも学校が担う必要のない業務を切り離し、地域活動への移行や外部委託化等を進めます。
 - 専門スタッフの学校への配置の一層の推進を図ります。
- ③長時間勤務者や学校への個別のフォローアップ体制の構築
 - 上限時間を超過した教員に対する校長等のマネジメント体制や長時間勤務者が多い学校への支援体制を構築します。
 - ストレスチェックによるセルフケアの促進と職場環境の改善、管理職によるラインケアの推進を実施します。
 - 学校現場の声を生かしながら、学校における働き方改革を推進するため、学校関係者との意見交換の場を設置するなど、毎年度、取組の点検と見直しを行っていきます。
- ④部活動の在り方の見直し
 - 国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を基に、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継

続いて親しむことができるよう環境整備を進めるとともに、令和6年9月1日より、新たな半田市の部活動ガイドラインを施行します。

⑤「令和の日本型学校教育」に対応した教育環境の実現

- 小学校の教科担任制を進め、教員の負担を軽減します。
- 教育の進化を目指し、IT・教育関連企業との協働による先進事例の調査研究を進めます。

学校施設・設備の充実

①学校施設の防災機能の強化及び計画的・効率的な長寿命化の推進

- 天井材等、非構造部材の耐震化を進め、災害時における避難場所としての役割を強化します。

②快適な教育環境の実現

- 普通教室に加えて特別教室に順次、空調設備を設置します。
- 学校における空調設備の整備や少人数学級の拡充に伴う教室不足への対応について、国へ働きかけます。

大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障

①「令和の日本型学校教育」に対応した教育環境の整備

- 新しい時代の学びを支える安心・安全な教育環境の実現や、地域の避難所としての防災機能を確保するため、「令和の日本型学校教育」を踏まえた教職員配置や少人数学級を推進するとともに、安心・安全で健やかに学習や生活ができる学校施設の整備を図ります。

②心のケア実施体制の充実

- 災害や感染症等による学校の臨時休業時に登校できない場合においても、子どもたちとの関係を継続させ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと連携し、子どもたちの心のケアや虐待防止を図ります。

③学校保健衛生対策の充実

- 感染症に負けない学校づくりに向けて、感染症対策を徹底する上で必要となる保健衛生用品を整備します。

④各学校における危機管理マニュアル等の見直し

- 学校における安全上の課題や地域の特性及び学校安全に関する取組の実践状況等を踏まえ、災害発生時にも適切な対応ができるよう、必要に応じて学校安全計画や危機管理マニュアルを継続的に見直していきます。

学校安全・防災教育の推進

①学校安全・防災に向けた実践的な活動の充実

- 不審者等の早期情報提供をするとともに、緊急時における幼児児童生徒の安全確保を図ります。また、SNS等のICTの活用も取り入れていきます。
- 学校安全計画に基づき、関係機関と連携して、通学路の危険箇所の点検や交通安全指導、避難訓練、不審者への対応訓練、教職員の研修等を計画的に行い、常に安全教育・安全管理等に配慮した学校経営を行います。
- 大規模災害や事故等の発生に備えて、非常時における学校と家庭との連絡システムや幼児児童生徒の引き渡し方法、安否確認のための災害伝言板や伝言ダイヤルの活用等について周知します。また、SNS等のICTの活用も取り入れていきます。
- 熱中症の予防に向けたガイドラインに沿って、天候や気温に応じた適切な行動がとれるようにします。

②学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成

- 各教科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等における学習内容・活動内容と防災教育との関連を図り、防災に関して教科横断的な学びができるように工夫します。
- 防災ボランティアや地域の防災組織等の関係機関と連携し、児童生徒が体験的な学習を通して災害時の対応や役割等について学ぶ機会をつくります。また、地域と連携した防災訓練等への積極的な参加を推奨し、自助・共助の意識の向上を図ります。
- 消防等関係機関の協力を得て、各学校で心肺蘇生、AEDによる除細動、応急手当の方法等、救命救急に関する知識や技能を学ぶ機会をつくります。